

## 愛玩動物用飼料の基準及び規格に追加する内容（案）

- (1) 亜硝酸ナトリウムの販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、  
100  $\mu$  g/g 以下でなければならない。
  
- (2) メラミンの販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、  
2.5  $\mu$  g/g 以下でなければならない。